

中間前金払制度の導入について

五條市では、建設業を取り巻く厳しい経営環境を鑑み、建設事業者へ円滑な資金提供を図ることで、下請業者への適正な下請代金の支払い、建設事業者の資金繰りの改善につなげるため、平成25年4月1日より中間前金払制度を導入します。(平成25年4月1日以降に契約する工事から適用します。)

1. 制度の概要

当初の前払金（請負金額の10分の4以内）に加え、工期の中間時期に一定の要件を満たしている場合、請負金額の10分の2以内を追加して支払うことができる制度です。

2. 対象となる工事

中間前金払の対象となる工事は、請負代金が500万円以上の土木建築工事であって、当初の前払金の支払いを受けている工事です。

3. 認定要件

中間前金払の認定を受けるためには、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 前払金の支払いを受けていること。
- (2) 工期の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1。以下同じ。）を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1に相当する期間を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものであること。

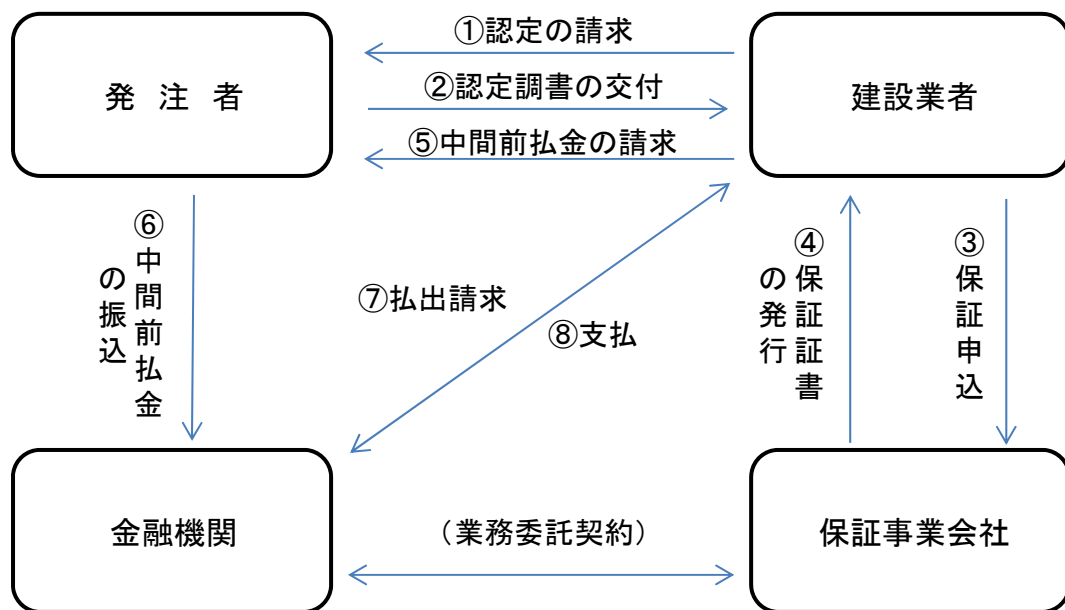
4. 支払いの条件

支払いに際しては、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定に基づく保証事業会社の中間前払金に関する保証を受けることが条件となります。

5. 申請手続き

中間前金払の認定申請をしようとするときは、あらかじめ対象となる工事であるか、認定要件のすべてに該当する工事であるかを確認の上、下記に従い申請の手続きを行ってください。

- ① 認定の請求
受注者は、中間前金払認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）及び添付資料を添えて、工事担当課に提出してください。
- ② 認定調書の交付
工事担当課は、提出された工事履行報告書に基づき要件を満たすものか確認を行い、要件を満たしていれば速やか（原則7日以内）に受注者に対し、中間前金払認定書（様式第3号）を交付します。
- ③ 保証の申込
受注者は、中間前金払認定書を添えて保証事業会社に対して中間前払金に関する保証を申し込んでください。
- ④ 保証証書の発行
- ⑤ 中間前払金の請求
受注者は、請求書（様式の指定はありません）に、保証事業会社が発行する保証証書を添えて工事担当課に提出してください。
- ⑥ 中間前払金の振込
発注者は、受注者の指定する金融機関口座に中間前払金を振り込みます。



6. 中間前金払と部分払との併用

中間前金払は、部分払と併用することができます。ただし、中間前金払の請求をしたときは、部分払の請求は同一年度において2回までとします。また、同一年度において部分払の支払を受けた後に中間前金払の請求をすることはできません。

7. 中間前払金の端数整理

中間前払金に1万円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。